

東京都北区営繕工事における情報共有システム試行運用要領

6北総営第2508号

令和7年3月25日部長決裁

(目的)

第1条 この要領は、東京都北区総務部営繕課が発注する工事において、情報共有システムを運用するに当たり必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 情報共有システムとは、公共事業において、情報通信技術を活用し、受発注者間など異なる組織間で情報を交換・共有することによって業務効率化を実現するシステムをいう。

(対象工事)

第3条 この運用要領を適用する工事は、以下のとおりとする。

- (1) 東京都北区総務部営繕課が発注する指定された工事に適用し、受発注者間の協議により決定する。
- (2) 契約後、受注者から情報共有システムの使用について希望があった工事に適用し、受発注者間の協議により決定をする。

(使用する情報共有システム)

第4条 使用する情報共有システムは、「工事施行中における受発注者間の情報共有システム機能要件(2019年版 営繕工事編)」の仕様を満たし、かつ、使用する情報共有システムはLGWAN方式を採用できるシステムを使用することとする。

情報共有システムのサービス提供者との契約は、受注者が行うものとする。

(対象書類)

第5条 情報共有システムの対象書類は、受発注者間で協議を行い決定するものとする。

(入札条件等)

第6条 対象工事である旨等の明示は、工事特記仕様書に記載する。

(電子確認)

第7条 書類の確認は、情報共有システムのワークフロー機能を利用して行う電子確認を原則とする。

(情報共有システム使用料)

第8条 情報共有システムの使用料は、以下のとおりとする。

- (1) 建築工事、電気設備工事、機械設備工事及び昇降機設備工事等において、情報共有システムの使用に要する受注者側の費用は、契約工期分に加えて1ヶ月分を積上げ共通仮設費に計上している。ただし、やむを得ず使用しない場合、減額の変更対象とする。

受注者が希望する工事で情報共有システムの使用を認めた工事において、契約金額について変更の求めがあった場合は、積上げ共通仮設費に計上して、変更契約を行うものとする。

- (2) 土木工事において、情報共有システムの使用に要する費用は、技術管理費として共通仮設費率に含まれている。

(情報共有システムのデータ保管)

第9条 受注者及び監督員は、システム利用期間を過ぎると保存されていたデータがなくなるため、データの保管については確実に対応すること。

(禁止事項)

第10条 受発注者は、情報共有システムの使用に当たり、以下の行為を行ってはならない。

- (1) 第三者の権利を侵害する情報又は侵害するおそれのある書類や情報等の登録
- (2) 第三者に情報共有システムを使用させる行為
- (3) 公表・入札・契約前の工事書類や情報等の登録
例) 設計金額、設計図書、など
- (4) 当該工事に関係のない書類や情報等の登録
- (5) その他、法令に違反する行為または法令に違反するおそれのある行為

(工事成績評定)

第11条 この要領を適用した情報共有システムの使用の有無については、工事成績評定においての評価の対象としない。

(電子納品)

第12条 情報共有システムで作成した書類は、「東京都北区電子納品運用ガイドライン」に拠ることとする。

(その他)

第13条 この要領に疑義が生じた場合又は定めがない事項については、受発注者が協議を

行い決定するものとする。

付 則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。

付 則

この要領は、令和8年4月1日以降に起案する工事から適用する。